

商法概論（クラス2） 期末試験

<注意事項>

- 学生IDのマークの際には、次の点に注意すること。
 - ・学生IDの0と1を間違えてマークする学生が多いので、注意すること。
 - ・学生IDが8桁の学生は、下2桁は*をマークすること。
- マークは必ず鉛筆で行うこと。ペンでマークしたものは読取りができない。

〔第1問〕（配点：5点）

商人および商行為に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号1の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 商人とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう。
- イ) 絶対的商行為および営業的商行為として商法の規定に列挙されるものは例であり、そこに含まれていないものが絶対的商行為または営業的商行為とされる可能性はある。
- ウ) 判例によれば、会社は商法上の商人に該当するが、会社には商法の規定は適用されないため、会社の行為は商行為とは推定されない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第2問〕（配点：5点）

商業登記に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号2の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) A 会社の代表取締役 B が辞任し、B の辞任を A 会社が登記する前には、A 会社は、B の辞任を知っている C に、B の辞任を対抗できない。
- イ) A 会社の代表取締役 B が辞任し、B の辞任を A 会社が登記した後であっても、A 会社は、交通機関が遅れたせいで A 会社の登記簿を閲覧することができず B の辞任を知らない C に、B の辞任を対抗できない。
- ウ) A 会社が代表取締役でない D を故意に代表取締役として登記している場合、A 会社は、D が代表取締役ではないことを知らない C に、D が代表取締役でないことを対抗できない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第3問〕（配点：5点）

商号に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号3の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 会社以外の商人は、複数の営業を営む場合、営業ごとに別の商号を用いることができる。これに対して、会社は、複数の事業を営む場合にも、1 個の商号しか用いることができない。
- イ) 会社以外の商人がその用いる商号を登記するかどうかは任意であるが、会社はその商号を登記しなければならない。
- ウ) 商人 A（会社ではないとする）は、不動産業と書店業を営んでおり、書店業には「今出川書店」という商号を用いていた。A は、「今出川書店」という商号を譲渡した後も、書店業を続けることができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第4問〕（配点：5点）

商法14条に関連する次の文章の空欄ア～エに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号4の解答マーク欄にマークせよ）

商法14条は、「自己の商号を使用して営業又は事業を行うことを他人に許諾した商人は、当該商人が当該営業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。」と規定する。一般に、同条にいう「（ア）」は名板借人、「（イ）」は名板貸人と呼ばれる。同条にいう「許諾」は、（ウ）と考えられている。判例は、同条の責任が発生するためには、特段の事情のない限り、名板借人と名板貸人の営業が同種であることを（エ）とする。

1. ア＝他人 イ＝商人
 ウ＝明示の許諾でなければならない エ＝要しない
2. ア＝他人 イ＝商人
 ウ＝黙示の許諾でもよい エ＝要する
3. ア＝他人 イ＝取引をした者
 ウ＝明示の許諾でなければならない エ＝要する
4. ア＝商人 イ＝取引をした者
 ウ＝黙示の許諾でもよい エ＝要する
5. ア＝商人 イ＝他人
 ウ＝明示の許諾でなければならない エ＝要しない
6. ア＝商人 イ＝他人
 ウ＝黙示の許諾でもよい エ＝要しない

〔第5問〕（配点：5点）

商人間の売買契約に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号5の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 商人間の売買契約において、契約当事者の間に、情報や交渉力の点で格差はないと考えられる。そのため、商人間の売買契約に適用される民法や商法の規定は、原則として強行規定であると考えてよい。
- イ) 日本の商人間の売買においては、売買契約の両当事者の債務が同時に履行されるのではなく、売主が売買契約上の債務を先に履行するのが通常であるといわれる。
- ウ) 商人間の売買契約には、商法の規定だけではなく、民法の規定も適用される。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第6問〕（配点：5点）

商人間の契約の成立に関する商法の規定の内容に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号6の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 商人である隔地者の間において承諾の期間を定めずに契約の申込みを受けた者が相当の期間内に承諾の通知を発しなかったときは、その申込みは、その効力を失う。
- イ) 商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けたときは、遅滞なく、契約の申込みに対する諾否の通知を発しなければならない。商人がそのような通知を発することを怠ったときは、その商人は、その契約の申込みを承諾しなかったものとみなされる。
- ウ) 判例には、喫茶店等を営む者が借地権を放棄しろとの申込みを受けた事案で、申込みを受けた者に諾否の通知義務はないとしたものがある。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第7問〕（配点：5点）

買主の検査・通知義務に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号7の解答マーク欄にマークせよ）

商法 526 条によれば、商人間の売買において、買主は、その売買の目的物を受領したときは、遅滞なくその物を検査しなければならない。検査によって目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したときは、（ア）売主に対してその旨の通知を発しなれば、契約の解除等を行うことができない。これらのルールの趣旨は、そのような場合に（イ）に善後策を講じる機会を与えることにあると考えられる。また、その目的物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないことをただちに発見することができない場合において、買主が 6 か月以内にその不適合を発見できなければ、（ウ）とするのが判例である。

- | | | |
|-----------|------|--------------------|
| 1. ア＝1年内に | イ＝買主 | ウ＝契約の解除等を行うことができない |
| 2. ア＝1年内に | イ＝売主 | ウ＝契約の解除等を行うことができる |
| 3. ア＝1年内に | イ＝買主 | ウ＝契約の解除等を行うことができる |
| 4. ア＝ただちに | イ＝売主 | ウ＝契約の解除等を行うことができる |
| 5. ア＝ただちに | イ＝買主 | ウ＝契約の解除等を行うことができない |
| 6. ア＝ただちに | イ＝売主 | ウ＝契約の解除等を行うことができない |

〔第8問〕（配点：5点）

売買代金債務の履行に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号8の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 売主からすれば、売買代金債権自体を譲渡するよりも、売買代金債務の履行のために振り出された約束手形を譲渡する方が、方法が簡単であり、譲受人も厚く保護されるため、譲渡の条件も有利になることが期待できる。
- イ) 日本では、約束手形の利用は、ここ10年を見れば、年々増加傾向にある。
- ウ) 判例は、買主たる株式会社に会社更生手続の開始申立ての原因となるべき事実が生じたことを売買契約解除の事由とする旨の特約は、会社更生手続の趣旨や目的を害するものではないため、有効だとする。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第9問〕（配点：5点）

消費者契約法に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号9の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) Aは、証券会社の担当者から、「甲会社の株式は来年必ず値上がりする」と告げられたため、甲会社株式を買い付ける注文を出したが、その後、甲会社の株式は大幅に値下がりした。この場合、Aは、消費者契約法にもとづいて、甲会社株式の買い付け注文を取り消すことができる。
- イ) 私立大学が受験者からいったん納付された学納金（学生納付金）を受験者が入学をとりやめても一切返還しない旨の契約条項について、判例は、学納金のうち入学金を返還しない旨の部分は、損害賠償額の予定（違約金）の定めを有しており、受験者が3月中に入学辞退を大学に申し入れた場合には、すべて無効であるとする。
- ウ) 不動産賃貸借契約の更新時に家賃の数か月分を更新料として家主に支払わなければならない旨の契約条項（更新料条項）について、判例は、更新料条項について明確・一義的に記載されていれば、特段の事情のない限り、有効であるとする。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第10問〕（配点：5点）

特定商取引に関する法律（特定商取引法）に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。

（解答番号10の解答マーク欄にマークせよ）

特定商取引法は、訪問販売について規制する。たとえば、（ア）が訪問販売に該当する。訪問販売については、クーリング・オフが定められており、消費者は、（イ）、申込みの撤回等を行うことができる。消費者契約法にもとづく申込みの取消しができない場合、特定商取引法にもとづくクーリング・オフは（ウ）。

1. ア＝通信販売、キャッチ・セールス イ＝正当な理由があれば
ウ＝できない
2. ア＝通信販売、キャッチ・セールス イ＝理由がなくとも
ウ＝可能である
3. ア＝通信販売、キャッチ・セールス イ＝正当な理由があれば
ウ＝可能である
4. ア＝街頭販売、キャッチ・セールス イ＝理由がなくとも
ウ＝可能である
5. ア＝街頭販売、キャッチ・セールス イ＝正当な理由があれば
ウ＝できない
6. ア＝街頭販売、キャッチ・セールス イ＝理由がなくとも
ウ＝できない

〔第11問〕（配点：5点）

会社法の規定の文言に関する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号11の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 会社法において「社員」とは、会社に対して労務を提供する者をいう。
- イ) 「社長」「専務」といった役職は、会社法においてその権限内容等が定められたものではない。
- ウ) 会社法 423 条の規定の文言において、取締役が会社に対する損害賠償責任を負うか否かを決定するのは「善管注意義務」に反するか否かである。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第12問〕（配点：5点）

法人格に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号12の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 自然人が享受することのできる権利であっても、法人は享受できないものがある。
- イ) 最高裁判所の判例によれば、法人格否認法理が妥当するのは、法人格が形骸化している場合か、法人格が濫用されている場合である。
- ウ) 訴訟において法人格否認の法理の適用を受けた会社については、その判決の確定することによって、職権で当該会社の設立登記が抹消される。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第13問〕（配点：5点）

株式会社の特徴に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号13の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 株式会社を清算する場合には、債権者に対する債務を弁済した後でなければ、株主に分配をすることはできない。
- イ) 株式会社において、株式の自由譲渡性に制限を加えることはできない。
- ウ) 株式会社における「所有と経営の分離」とは、積極的に経営に関与する株主と、経営には関与せず受動的な立場で会社の経済的利益の分配に与るにすぎない株主とが分化している現象のことを意味する。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第14問〕（配点：5点）

取締役会設置会社の株主総会の権限として会社法において定められているもの（つまり、定款規定に基づく場合は無視せよ）に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号14の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 取締役の報酬の決定は、株主総会決議事項である。
- イ) 監査役を選任は、株主総会決議事項である。
- ウ) 重要な支店の設置は、株主総会決議事項である。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第15問〕（配点：5点）

取締役の義務に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号15の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 最高裁判所の判例によれば、取締役の法令遵守義務の対象は、会社法をはじめとして、会社の組織としての秩序を維持することを目的とする法令に限られる。
- イ) 学説においては、取締役が自己や関係の深い第三者の利益を優先して会社の利益を害するような行為をしない義務のことを特に示す語として、「忠実義務」が用いられることが多い。
- ウ) 会社法 330 条によれば、会社と取締役との関係は、雇用に関する規定に従うと定められている。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第16問〕（配点：5点）

取締役会決議についての最高裁判所の判例に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号16の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 取締役会決議が必要となる「重要な財産の処分」に該当するか否かは、譲渡対象財産の価額が会社の総資産に占める割合を踏まえて判断する。
- イ) 取締役会決議が必要となる「重要な財産の処分」に該当するか否かの判断に際して、当該会社における従前の取り扱いを参照することは許されない。
- ウ) 「重要な財産の処分」であるにもかかわらず取締役会決議がなされていない場合において、取締役会決議を欠いていることを当該財産の譲受人（相手方）が知っているときに限り、会社は無効主張をすることができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第17問〕（配点：5点）

株主代表訴訟に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号17の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 株主からの提訴請求を受けて、監査役が、取締役の責任を追及することが望ましくないと判断する場合、株主は、株主代表訴訟を提起することができない。
- イ) 取締役の損害賠償責任を認める判決が確定した場合、当該取締役は原告株主に対して請求認容額を支払わなければならない。
- ウ) 株主代表訴訟を提起する場合に裁判所に納めるべき訴訟費用は、請求金額に関わらず一定である。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第18問〕（配点：5点）

公開会社における募集株式の発行等（新株発行）に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号18の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) いわゆる株主割当ての場合には、株主総会の特別決議が必要である。
- イ) 払込金額が引受人にとって特に有利な金額である場合には、株主総会の特別決議が必要である。
- ウ) 当該募集株式の発行等の結果、総議決権の過半数を超える株主が出現することになるような募集株式の発行を行う場合には、株主総会の特別決議が必要である。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第19問〕（配点：5点）

公開会社における募集株式の発行等（新株発行）に関する最高裁判所の判例の趣旨に照らして、次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号19の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 現経営陣の経営権維持を主要な目的とする新株発行は、手続の法令違反として差止の対象となる。
- イ) 必要な株主総会の特別決議を欠く新株発行であっても、権限のある代表取締役が発行した以上は、新株発行無効の訴えの無効事由とはならない。
- ウ) 差止仮処分に違反した新株発行は、新株発行無効の訴えの無効事由となる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第20問〕（配点：5点）

企業買収に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号20の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 学説上、一般的に、敵対的買収とは、対象会社を解体して資産を売り払う（焦土化する）目的で会社の支配権を取得する行為を指す。
- イ) 日本において、敵対的買収に対する防衛策の有効性について最高裁が初めて判断した事件は、ブルドックソース事件と呼ばれる。
- ウ) 最高裁判所の判例によれば、敵対的企業買収に対する対抗策の必要性を肯定するためには株主総会の特別決議が必要である。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

[解答]

[第1問] 1 [第2問] 3 [第3問] 4 [第4問] 2 [第5問] 5
[第6問] 6 [第7問] 6 [第8問] 1 [第9問] 6 [第10問] 4
[第11問] 2 [第12問] 4 [第13問] 1 [第14問] 4 [第15問] 2
[第16問] 1 [第17問] 3 [第18問] 2 [第19問] 5 [第20問] 2